イ　氏名　戸籍法第六十六条、第七十条、第七十四条、第七十六条、第九十五条、第九十八条、第百七条又は第百七条の二の規定による届出がされているとき。

ロ　本籍　戸籍法第九十八条、第百条、第百八条又は第百十条の規定による届出がされているとき。

ハ　住所以外の送付先　在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を求める方法）

第七条の七　令第二十三条の五の二第一項に規定する市町村の選挙管理委員会が外務大臣に対して行う在外選挙人名簿登録移転申請者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。次項において同じ。）の国外における住所に関する意見の求めは、次条に規定する事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である外務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法又は次条に規定する事項を記載した書類を送付する方法によって行うものとする。

［新設］

（在外選挙人名簿登録移転申請者に係る通知事項）

第七条の八　令第二十三条の五の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、生年月日及び法第三十条の五第四項に規定する国外転出届に転出予定日として記載された日その他必要な事項とする。

［新設］

（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を述べる方法）

第七条の九　令第二十三条の五の二第二項に規定する外務大臣が市町村の選挙管理委員会に対して述べる在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見は、外務大臣の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法又は書類を送付する方法によって行うものとする。

［新設］

（在外選挙人証の記載事項等）

第八条　令第二十三条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、選挙人の性別、在外選挙人証の交付番号及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区とする。

［2・3　略］

（在外選挙人証等受渡簿の記載事項等）

第十三条　令第二十三条の十第一項に規定する領事官が在外選挙人証等受渡簿に記載しなければならない総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　在外選挙人名簿登録申請者　当該者の性別、申請の時（法第三十条の三第一項に規定する申請の時をいう。以下この号において同じ。）の国外における住所及びその登録されている

（在外選挙人証の記載事項等）

第八条　令第二十三条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、選挙人の性別、法第三十条の六第三項に規定する在外選挙人証の交付番号及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区とする。

［2・3　同上］

（在外選挙人証等受渡簿の記載事項等）

第十三条　令第二十三条の十第一項に規定する領事官が在外選挙人証等受渡簿に記載しなければならない総務省令で定める事項は、当該領事官を経由して在外選挙人証を交付された者の性別、申請の時（法第三十条の三第一項に規定する申請の時をいう。以下この項において同じ。）の国外における住所及びその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の区別（当該市町村が在外選挙人証を交付された者の最終住所地の市町村であるか申請の時におけるその者の本